

公益社団法人静岡県理学療法士会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人静岡県理学療法士会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、静岡県内に勤務または居住する理学療法士の学術技能の向上に努めるとともに、人的資質の向上を図り、以って地域社会における保健、医療及び福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民の健康と福祉の増進ならびに障害と疾病の予防に資する事業
 - (2) 理学療法における学術ならびに科学技術の振興に資する事業
 - (3) 教育機関に協力し、健康ならびに教育の向上に資する事業
 - (4) 理学療法に関する刊行物の発行及び調査研究事業
 - (5) 理学療法士の社会的地位の向上と会員の福祉に関する事業
 - (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、静岡県内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は前条の事業に賛同する個人または法人であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 静岡県内に勤務または居住し、理学療法士の免許を有する者で、この法人の目的に賛同した者
- (2) 名誉会員 この法人に功労があり、総会において承認を受けた個人または団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 前項に定める既納付の会費については、理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
- 3 賛助会員の会費は、別に定める。
- 4 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第9条 会員は任意にいつでも退会することができる。ただし、1箇月以上前に、この法人に対して退会の予告をするものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 第9条の場合のほか、次の事由によって会員はその資格を喪失する。

- (1) 第6条に規定する資格を失ったとき
- (2) 総会員の同意があったとき
- (3) 当該会員が死亡し、団体においては解散したとき
- (4) 第8条の支払い義務を当該年度内に履行しなかったとき

(除名)

第11条 会員がこの法人の名誉を毀損もしくは目的に反するような行為をしたとき、または会員としての義務に違反したときは、総会の決議により除名することができる。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「法人法」という。）上の社員総会とする。

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年1回、事業年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(権限)

第14条 総会は、この法令・定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書ならびに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づいて会長が招集する。

- 2 総会を招集するためには、総会の日を2週間以前に、正会員に対し総会の目的たる事項及びその内容ならびに日時、場所、その他法令で定める事項を文書で通知しなければならない。
- 3 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会長に対して総会招集の請求をすることができる。
- 4 前項による請求があったときには、会長は請求があった日から6週間以内の日を開催日とする総会招集通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員または代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出

しなければならない。

(決議)

- 第 18 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(会員への通知)

第 19 条 総会の議事の要領及び議決した事項は、議決権を有する全会員に通知する。

(議事録)

- 第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長、会長及び正会員から選出した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員配置)

- 第 21 条 この法人に次の役員を置く。
- | | |
|--------|------------|
| (1) 理事 | 7名以上 13名以内 |
| (2) 監事 | 2名以内 |
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、若干名を常務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事ならびに常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員選定)

- 第 22 条 役員は総会の決議をもって選任する。
- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 副会長、専務理事及び常務理事（以下、業務執行理事という）は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(役員の仕事及び権限)

第 23 条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、この法人を代表し業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議による業務を分担執行する。
- 4 常務理事は、理事会の決議による業務を分担執行する。
- 5 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に関する職務を行う。
 - (1) この法人の財産状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況または業務の執行について不正な事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要のあるときは、理事会または総会を招集すること

(役員の仕事)

第 24 条 理事の任期は選任後 2 年以内、監事の任期は選任後 4 年以内の最終事業年度に関する定時総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでその職務を遂行する。

(役員の仕事)

第 25 条 理事及び監事は、正当な理由があるときは、総会の決議によって解任することができる。この場合、その理事及び監事に対し、決議をする前に弁明の機会を与える。

(役員の仕事)

第 26 条 会長、副会長及び業務執行理事、理事及び監事の報酬は、それぞれ総会の決議をもって定める。

- 2 会長、副会長及び業務執行理事、理事及び監事に対する役員報酬は、別に定める役員報酬規程の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

(顧問・相談役)

第 27 条 この法人に、若干名の顧問、相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会において選任し、任期は役員に準ずる。ただし、再任を妨げない。
 - (1) 顧問は、有職者等会員以外から選ぶものとし、理事会の求めに応じてこの法人の運営に助言し、関係する会議に出席して意見を述べることができる。
 - (2) 相談役は、正会員の中から選ぶこととし、会長の諮問に応え、この法人の運営に協力する。
- 3 顧問及び相談役の取扱いについて必要な事項は、理事会において別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長の選定及び解職
- (4) 副会長の選定及び解職
- (5) 業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任

(招集)

第30条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、あらかじめ理事会決議で定められた順番で副会長が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長および副会長ならびに出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 基金

(基金)

第 33 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するときまで返還しない。
- 3 基金の返還手続きは、法人法第 236 条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法、その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 8 章 財産及び会計

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(財産の管理・運用)

第 35 条 この法人の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得て、全会員に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時総会に提出する。提出された書類の第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については定時総会で承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、

定款については主たる事務所及び従たる事務所に、名簿は主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会長、副会長及び業務執行理事、理事及び監事の名簿
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事、理事及び監事の報酬等支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の概要とこれらに関する重要なものを記載した書類

(借入金及び重要な財産の処分または譲受け)

第 38 条 この法人が多額の借財、重要な財産の処分・譲受けを行う場合は、事前に総会への概略報告を行い、その後、結果報告をしなければならない。

(会計原則)

第 39 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散の事由)

第 41 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 42 条 この法人が公益認定の取り消し処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て公益目的取得財産の残額に相当する額の財産を、当該公益認定取り消しの日または当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人、または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人、または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故、その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

- 1 この法人の最初の理事及び監事の任期は、就任後1年以内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 この法人の最初の会長は和泉謙二とする。
- 3 この定款に規定のない事項は、法人法その他の法令によるものとし、法令・定款にない部分については、別途総会で規定するところによるものとする。
- 4 本定款は、平成29年4月1日から施行する。

公益社団法人静岡県理学療法士会

定款細則

I. 会計に関する項

この細則は定款第8条に定めるところによる。

1. この法人の会費は9,000円とし、公益社団法人日本理学療法士協会年会費11,000円を併せて徴収する。ただし、免許所得年度の新入会員は公益社団法人日本理学療法士協会年会費を5,000円とし、この法人会費9,000円その他、この法人への入会費として5,000円を併せて納入しなければならない。また、上記以外の新入会員は、この法人会費9,000円及び公益社団法人日本理学療法士協会年会費11,000円と、この法人への入会費5,000円を併せて徴収するものとする。
2. 臨時会費を徴収することができる。

II. 表彰に関する項

1. 表彰者を推薦するために表彰委員会を設置する。
2. 表彰委員会は常設機関とし、表彰に関する事項のみを審議・審査する。
3. 表彰委員は各地区より1名以上を理事会において選出し構成する。
4. 表彰委員は必要に応じて表彰委員長がこれを補充する。
5. 委員長は表彰委員の互選により選出する。
6. 表彰委員の任期は2年とする。
7. 被表彰候補者は表彰委員を辞任しなければならない。
8. 表彰委員会はこの細則に定める基準に適合すると思われるもので且つ他の会員の模範となる会員を会長が推薦する。
9. 前条により推薦しようとする場合には、従事した行動や業務の内容、功績の程度を具体的に記載した理由書を添付すること。
10. 会長は表彰委員会より提出された推薦事由を理事会に付し、理事会の審議の上表彰する。
11. 次の各号に該当する会員は静岡県理学療法士会功労賞として表彰する。
 - (1) この法人定款に定める役員あるいはこの法人の選出代議員として通算15年以上役職にあったもの
 - (2) 会長として2年以上役職にあったもの
 - (3) この法人の活動に多大なる貢献をしたもの
12. この法人在籍通算30年以上の会員は、静岡県理学療法士会永年勤続賞として表彰する。
13. 理学療法士として学術活動に多大なる貢献をしたものは学術功労賞として表彰する。

14. この法人会員として、公益社団法人日本理学療法士協会関係の学会あるいは学術誌に演題もしくは論文を多数発表したものは学術奨励賞として表彰する。
15. 第7条による他理事会の審議・審査の上表彰がふさわしいと思われるものは表彰する事ができる。
16. 理事会はこの法人に対し多大な援助を与え、発展に寄与した個人または団体に対して感謝状を贈呈することができる。
17. 公益社団法人日本理学療法士協会または他団体等から依頼のあった表彰候補者の推薦については、表彰委員会で選考し理事会において承認する。
18. 本細則に疑義が生じた場合は、表彰委員会が検討し理事会において決定する。
19. 本細則上、推薦事由にあたる項目については、この法人の前身団体における実績も対象とする。

Ⅲ. 福利厚生に関する項

この細則は定款第4条5項に定めるところによる。

1. 弔慰金の給付は次の通りとする。
 - (1) 会員死亡の場合、その当該年度の会費相当額を弔意金とする
 - (2) 会員外においては、全ての理事が必要と認めた場合、弔慰金を給付することができる
2. 会員が長期にわたる疾病にかかった時等は適宜見舞いすることができる。
3. 上記事項の発生の予期または発生後、会員相互扶助の精神に基づいて直ちに事務局に連絡し対応できるよう会員は協力することとする。
4. 有事の際には会長または役員が出向くこととする。
5. 上記の理由で出張するものには、旅費規定の運用により交通費等を支給する。
6. 会員が福利厚生を受ける権利は入会后直ちに効力を発する。

Ⅳ. 地区に関する項

1. この法人は以下の3地区に分割する。
 - (1) 富士市、富士宮市以東を東部地区とする
 - (2) 静岡市以西、牧之原市、島田市、榛原郡以東を中部地区とする
 - (3) 浜松市、周智郡、掛川市、菊川市、御前崎市以西を西部地区とする

Ⅴ. 学会に関する項

この細則は定款第4条2項に定めるところによる。

1. 学会の名称を静岡県理学療法士学会とする。
2. 学会は理学療法に関する学術の研究事業を行うことを目的とする。

3. 学会の開催は原則として年1回開催し、開催地区は西・中・東部各地区輪番制とする。
4. 演題発表資格
 - (1) 演題（筆頭）の応募資格を有する者は公益社団法人日本理学療法士協会及び公益社団法人静岡県理学療法士会会員であること
 - (2) 他職種（学生含む）が筆頭演者の場合は、共同演者に本会員が含まれている必要があること
5. 演者に関する倫理上の注意
 - (1) ヘルシンキ宣言に沿った研究であること
 - (2) プライバシーや人体に影響を与える研究に関しては、対象者に説明と同意を得たことを本文中に明記すること
 - (3) レントゲン写真や侵襲を伴う研究方法がなされた場合は、抄録中にそれを実際に施行した人の職種を明記すること
6. 演題応募上の注意
 - (1) 演題は未発表のものであること
7. 学会組織
 - (1) 本会に学会長1名を置く
 - (2) 学会長は理事会により決定する
 - (3) 学会長の任期は任命後、当該学会残務処理終了後までとする
 - (4) 学会長は学会の企画・運営に関する決定を行う
 - (5) 学会長または代行者は企画・運営等の学会に関する経過を適時理事会において報告し承認を受ける
 - (6) 学会長は学会終了後、学会報告書及び学会収支決算書を作成し、監事による監査を受けた後、理事会において報告する
 - (7) 学会長が職務を遂行できない事情が生じた場合には、代行者を任命する
 - (8) 学会に学会準備委員長1名と若干名の準備委員を置く
 - (9) 学会準備委員長及び準備委員は学会長が任命する
 - (10) 学会準備委員長及び準備委員は学会の企画・運営にあたる
 - (11) 学会準備委員長及び準備委員の任期は、任命後当該学会残務処理終了後までとする
8. 学会に要する費用はこの法人の援助金、会場整理費等をもってあてる。

VI. 旅費等手当に関する項

この細則は、会長の命により、この法人の用務により旅行する役員等に対して支給する旅費等手当について必要な事項を定めるものとする。

1. この規則でいう役員とは、会長、副会長、業務執行理事、理事、監事、部長、委員長、代議員等である。
2. 役員が理事会またはこの法人の用務で部会、事業ならびに事業に関連した会議に出席するため旅行した場合に旅費等手当を支給することができる。

3. 役員以外の者がこの法人の用務で旅行する場合は、役員に準じた旅費を支給するものとする。
4. 旅費は最も合理的な方法で旅行をした場合の旅程により計算する。
 - (1) この法人活動に出席する役員等は実費に基づき支給する
 - (2) 前項以外の会議に出席する場合は路程距離分の鉄道賃もしくは交通費等の旅費手当を支給する
 - (3) 会長がこの細則による旅費等手当にて旅行することが予算上困難であると認めたととき、理事会で協議して別に定める旅費等手当を支給することができる
5. 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料を含む旅費等手当とする。
6. 旅費等の支給を受けるものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、事後速やかに当該旅費の支出または支払いをする者に提出し、支給を受けるものとする。
7. この細則に定めていない事項は理事会で議決する。

VII. 代議員に関する項

この細則は公益社団法人日本理学療法士協会定款第5条に定めるところによる。

1. 代議員は、正会員の中から選出する。
 - (2)代議員の選挙は、本会選挙細則に基づき、役員選挙に準じて、定員連記投票で行う。
2. 代議員の定数は公益社団法人日本理学療法士協会定款による。
3. 代議員の資格は公益社団法人日本理学療法士協会定款による。
4. 代議員会に提出する議題は、正会員から広く公募し、理事会の承認を得たものとする。
5. 代議員は代議員会の議事内容を報告しなければならない。
6. 代議員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(附則)

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

公益社団法人静岡県理学療法士会

選挙細則

(目的)

1. 本細則は定款第 22 条に基づき選挙に関する事項を定めたものである。

(選挙管理委員会)

2. 選挙が公正かつ適切に執行される為に選挙管理委員会を設置する。
3. 選挙管理委員会は、会員の中より 2 名以上を理事会において選出し構成する。
4. 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。
5. 選挙管理委員の欠員は、必要に応じて選挙管理委員長がこれを補充する。

(任期)

6. 選挙管理委員の任期は 2 年とする。

(役員候補者選挙)

7. この細則にいう役員とは、定款第 21 条に定めるものをいう。
8. 役員の任期満了による選挙は、任期中最後の総会までに選出する。

(選挙の告示と日程)

9. 理事会の解散による選挙及び役員の補充選挙は、これを行うべき理由が生じた日から 90 日以内に行う。
10. 選挙の期日は、少なくとも 60 日前に公示する。

(投票方法)

11. 選挙による投票は、選挙管理委員会が定める方法により行う。
12. 選挙の投票管理者は、選挙管理委員がこれを代行する。

(役員選出の方法)

13. 理事及び監事の投票は、各々定員数に基づいた数を連記し、無記名により行い 1 人 1 票とする。
14. 立候補者が定員に満たない場合あるいは定員と同数の場合は無投票とする。

(開票)

15. 開票に際し、選挙管理委員以外の正会員 2 名の立ち会いを必要とする。
16. 下記に掲げる投票は無効とする。

- (1) 選挙管理委員会が定める正規の投票方法で行われなかったもの
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 投票中に規定された員数より多くの氏名を記載したもの
- (4) 候補者の何人を記入したのかを確認し難いもの

(被選挙人)

17. 役員の候補者になろうとする者は、当該選挙の期日の公示があった日から選挙当日の30日前までに選挙管理委員会指定の用紙にその旨を書き選挙管理委員会に届けるものとする。
18. 1つの役員の選挙候補者となった者は、同時に他の役員の選挙候補者になることはできない。
19. 選挙管理委員は在職中、当該選挙の役員の候補者となることはできない。

(当選人の決定)

20. 各選挙において有効投票の多数を得た者の上位から定数だけの者を持って当選人とする。
21. 当選人を定めるに当たり、投票数が同じである場合は抽選によって決定する。
22. 立候補者がいない場合には、理事で構成する推薦委員会により推薦する。
23. 理事、監事に欠員が生じた場合は、理事会の要請に基づき選挙管理委員会は補欠選挙をおこなう。
24. 会長、副会長及び専務理事ならびに常務理事については、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(選挙結果の公表)

25. 当選人が定まったときは、選挙管理委員長は直ちに当選人の氏名及び得票数ならびに各候補者の得票数その他選挙の次第を公示する。

(解散・解任請求)

26. 会員は会員総数の5分の1以上の者の連署をもって、その代表者から選挙管理委員会に対して下に掲げる事項を請求することができる。
 - (1) 理事会の解散
 - (2) 役員の解任
27. 理事会の解散及び役員の解任請求があったときは、選挙管理委員会は直ちに請求の要旨を公表する。
28. 理事会の解散及び役員の解任請求があったとき、選挙管理委員会は投票に付すものとする。
29. 前条により投票の結果が判明したとき、選挙管理委員会は直ちにこれを公示する。
30. 理事会の解散及び役員の解任請求は、投票の日から180日間は行使することができない。
31. 理事会の解散及び役員の解任請求の投票において過半数の同意があったときは、理事会は解散、役員は解任されるものとする。
32. 前条による他、理事会または役員は、総会において不信任の決議案を可決もしくは信任の決議案を否決したときは、それぞれ解散または解任されるものとする。

(異議申し立て)

33. 本会則に疑義が生じた場合は選挙管理委員会が審議し決定する。

(改 正)

34. 本細則の改正の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の同意が必要である。

(附 則)

本細則は、平成29年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人静岡県理学療法士会の役員に支給する報酬に関して適切かつ公正に支給することを目的とする。

(役員)

第2条 この規定に基づき、役員報酬の支給を受ける者は、会長、副会長、専務理事ならびに常務理事(以下、業務執行理事という)、理事、監事とする。

(役員報酬等)

第3条 役員報酬等の額は、別表1、別表2に掲げるとおりとし、別表の支給基準に従って算定した額を、総会の決議を経て報酬その他の職務執行の対価として支給することができる。

(役員報酬検討特別委員会)

第4条 役員報酬検討特別委員会(以下、委員会)は、総会の諮問を受け、役員勤務形態に応じた報酬の区分及びその額について答申する。

- 2 委員会は、委員3名以上をもって構成するものとし、総会の承認を経て会長が委嘱する。委員のうち1名は本会事務局員とする。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員の欠員は、必要に応じて委員長がこれを補充する。
- 5 委員会は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 6 委員会での審議は、出席委員の過半数で決し可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 7 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終の事業年度に関する定時総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

(役員報酬の支給)

第5条 会長、副会長、業務執行理事、監事の役員報酬は、各年度の3月末に支給する。

- 2 役員報酬は、受給者が予め指定した銀行口座に振り込む方法で支給する。
- 3 役員報酬は、受給者の申し出により辞退することができる。

(在任期間の算定)

第6条 役員報酬の計算の基礎となる在任期間は、役員として引き続いた在任期間とする。

(規程の改廃)

第7条 この規定を改廃する場合は、総会の承認を受けて行わなければならない。

(附則)

本規定は、平成 29 年度の役員から適用する。

別表 1 役員報酬一覧表

役職名	役員報酬 (年俸)
会長	54,000円
副会長	45,000円
業務執行理事 理事	36,000円
監事	15,000円

別表 2 役員報酬 (謝金規程)

算定基準	金額
1日あたり1時間以上3時間未満	1,000円
1日あたり3時間以上	2,000円

〔目的〕
公益社団法人静岡県理学療法士会（以下「本会」という）の会員が本会の命を受けて、その用務遂行のために行動する場合には謝金を支給することができる。

〔支給に関して〕
1) 謝金は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
2) 謝金を支払う場合は、必ず源泉徴収し、内容確認のできる領収書に住所等を明記のうえ、捺印もしくは自筆で署名（拇印は無効とする）をする。

〔弁当に関して〕
1) 本会の用務の時間帯を考慮し、謝金とは別に、弁当と飲み物を支給することができる。
2) 原則として、1食あたり1,000円（税込）を上限とする。

〔算定困難な場合〕
この規程にない事情が生じた場合は、理事会の決議に従うものとする。

分掌規程

第1条 公益社団法人静岡県理学療法士会の各局・各部の業務分掌については、以下の第2条から第10条の規程による。

第2条 事務局長（理事）は以下を統括する。

1. 事務局

- (1) 事務所機能の強化推進に関すること。
- (2) 経済的基盤の安定化強化対策に関すること。
- (3) 年間行事計画の立案。
- (4) 組織率の維持向上対策に関すること。
- (5) 公益社団法人に伴う外部監査準備及び会計元帳の整備。
- (6) 団体保険の契約継続。
- (7) その他事務局機能に関すること。

2. 総務部

- (1) 会員情報管理に関すること。
- (2) 公文書・後援依頼書・派遣依頼などの文書発行及び保管。
- (3) 理事会関連経費等の支給。
- (4) 総会資料の作成・配布と開催。
- (5) 新人オリエンテーションの案内・開催に関すること。
- (6) 備品、備品台帳、消耗品の管理。
- (7) 不要文書及び物品の廃棄に関すること。
- (8) 源泉徴収税の納入及び支払調書作成・提出に関すること。
- (9) 法人市民税・法人県民税の納入。
- (10) 会費請求書の発行。
- (11) その他法人総務に関すること。

3. 財務部

- (1) 銀行口座の管理、収支管理などの財務管理に関すること。
- (2) 会費納入の確認と未納会員への督促などの会費納入の管理に関すること。
- (3) 予算・補正予算の振り込み及び返金の管理に関すること。
- (4) 広告費請求書作成と送付。
- (5) その他法人財務に関する業務。

4. 行政企画部

- (1) 公共の福祉改善に関すること。
- (2) 公的基金等の調査・検討・申請に関すること。

- (3) 委託公共事業に関すること。
- (4) その他行政企画に関すること。

5. 渉外部

- (1) 介護認定審査会委員、障害程度区分認定審査会委員、包括支援センター運営協議会委員等の派遣受付窓口及び派遣調整に関すること。
- (2) 各種団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他渉外に関すること。

第3条 広報局長（理事）は以下を統括する。

1. 広報局

- (1) 広報誌「ゆまにて」とホームページを通して会員及び一般市民に公益社団法人静岡県理学療法士会活動を広報すること。
- (2) 求人広告や団体主催研修会の広告掲載に関する事務手続き及び広告主との連絡・調整。
- (3) 広報原稿の校正、編集や構成に関する助言、掲載指示。

2. ゆまにて編集部

- (1) 広報誌「ゆまにて」の編集及び発行に関すること。
- (2) 広報誌「ゆまにて」の取材・印刷作業に関すること。
- (3) 広報の管理確認。
- (4) 各イベントの取材。
- (5) その他広報誌に関すること。

3. ホームページ管理部

- (1) 公益社団法人静岡県理学療法士会のホームページの維持・再構築・管理に関すること。
- (2) 役員のメールアドレスの管理。
- (3) サーバー内情報の管理。
- (4) その他ホームページの管理に関すること。

4. メールFAX通信部

- (1) 公益社団法人静岡県理学療法士会会員に対する広報・周知事項のメール及びFAX通信。
- (2) 緊急事項や重要な情報の配信。
- (3) その他メール・FAX通信に関すること。

第4条 学術局長（理事）は以下を統括する。

1. 学会部

- (1) 学会の企画・運営に関すること。
- (2) 学会長・準備委員長・学術評議員の選定基準の検討及び選出。
- (3) 査読候補者・座長候補者の選出。
- (4) 学会運営委員の募集に関すること。
- (5) 学会の演題募集と採択。
- (6) 学会の後援依頼に関すること。

- (7) 学会懇親会の企画。
- (8) 学会の託児業者の選定・依頼。
- (9) 学会開催期間の書店業者の選定・依頼。
- (10) 学会備品台帳の作成及び備品管理に関すること。
- (11) 学会会期中の物品借用業者の選定・依頼。
- (12) 学会ガイドライン及び運営マニュアルの作成と見直し。
- (13) 学会ホームページの開設と広報に関すること。
- (14) 学会の広報に関すること。
- (15) その他学会に関すること。

2. 学術誌部

- (1) 公益社団法人静岡県理学療法士会学術誌の企画・編集及び発行に関すること。
- (2) 研修会講師及び各専門部会、優秀演題者への論文作成依頼。
- (3) 論文投稿規定、学術誌編集規定の見直しに関すること。
- (4) 査読制度・査読者選考基準の調査及び検討。
- (5) 国立図書館、医中誌、J-STAGE、メディカルオンラインなどへの学術誌登録。
- (6) その他学術誌に関すること。

3. 専門領域部

- (1) 専門部会会員の登録管理に関すること。
- (2) 専門部会規定の見直し。
- (3) 専門部会研修会開催についてのマニュアル化に関すること。
- (4) 神経系理学療法専門部会会議及び研修会の企画・開催。
- (5) 運動器系理学療法専門部会会議及び研修会の企画・開催。
- (6) 生活環境支援系専門部会会議及び研修会の企画・開催。
- (7) 内部障害系専門部会会議及び研修会の企画・開催。
- (8) 研究・開発支援系専門部会会議及び研修会の企画・開催。
- (9) 教育管理系専門部会研修会会議及びの企画・開催。
- (10) その他専門領域部会事業に関すること。

第5条 生涯学習局長（理事）は以下を統括する。

1. 研修部

- (1) 研修部研修会及び講習会の企画・運営に関すること。
- (2) その他研修会部事業に関すること。

2. 新人教育部

- (1) 新人教育プログラム研修会の情報提供と開催。
- (2) 症例検討会の情報提供と実施。
- (3) その他新人教育に関すること。

3. ポイント認定部

- (1) 公益社団法人静岡県理学療法士会主催の研修会における認定単位条件の決定及び認定。

- (2)研修会における講師・査読者・座長などへのポイント申請代行作業。
- (3)専門部会、専門理学療法士制度のポイント認定、告知及び参加証発行に関すること。
- (4)新人教育プログラム修了申請及び専門・認定理学療法士制度への移行推進。
- (5)新人教育プログラムの履修・修了者の抽出とデータベース化。
- (6)新人教育プログラムなどの情報提供
- (7)生涯学習システムの質問窓口に関すること。
- (8)その他ポイント認定に関すること。

4. 理学療法士講習会部

- (1)理学療法士講習会の企画・開催・運営。
- (2)理学療法士講習会部主催の研修会開催に関すること。
- (3)その他理学療法士講習会部事業に関すること。

第6条 職能局長（理事）は以下を統括する。

1. 職能局

- (1)職能局内の事業と職能局内組織の検討に関すること。
- (2) 職能局セミナーに関すること。
- (3)新人教育プログラムの講師派遣に関すること。
- (4)医療・介護報酬改定情報交換会の開催に関すること。
- (5)理学療法士の職域確保・拡大に関すること。
- (6)その他業務推進に関すること。

2. 医療介護保険部

- (1)診療報酬改定及び介護保険改定対策・情報収集・情報公開と情報交換会の開催。
- (2)医療介護保険関連の研修会への参加と講師派遣に関すること。
- (3)日本理学療法士協会との情報交換。
- (4)医療保険と介護保険に関する会員からの問い合わせ受付と調査・報告。
- (5)その他医療介護保険事業に関すること。

3. 職能研修部

- (1)訪問リハビリテーション研修会に関すること。
- (2)管理者研修会の開催。
- (3)訪問リハビリテーション関連会議への出席に関すること。
- (4)静岡県リハビリテーション専門職団体協議会と訪問リハ関連の情報共有。
- (5)部門責任者協議会実施に関すること。
- (6)訪問系リハビリテーション資源の情報収集及び情報交換。
- (7)その他職能研修に関すること。

4. 地域包括ケアシステム推進部

- (1)地域リハビリテーション活動支援事業における人材育成及び人材派遣に関すること。
- (2)多職種合同シンポジウムの開催（医師会、歯科医師会、看護協会、ケアマネ協会など）。
- (3)地域包括ケアシステム研修会に関すること。

- (4)地域包括ケアシステムの情報収集及び情報交換。
- (5)地域におけるリハビリテーション専門職活用のための広報活動に関する事。
- (6)医療・介護推進事業におけるリハビリテーション専門職活用に向けての広報活動。
- (7)その他地域包括ケアシステムに関する事。

5. 障害児者福祉部

- (1)障がい児及び障がい者の施設調査に関する事。
- (2)障がい児及び障がい者の施設ネットワークの形成に関する事。
- (3)その他障がい児（者）の福祉に関連する事。

第7条 社会局長（理事）は以下を統括する。

1. 広報啓発部

- (1)介護予防・健康増進キャンペーンの広報に関する事。
- (2)県民に対する理学療法の啓発活動。
- (3)理学療法週間事業（イベント、高校生施設見学等）の広報活動と実施に関する事。
- (4)その他広報啓発活動に関する事。

2. 調査部

- (1)社会局事業に関連する調査・広報に関する事。
- (2)その他資料調査に関する事。

3. 公開講座部

- (1)理学療法啓発事業の一環としての公開講座の啓発と開催。
- (2)その他公開講座に関する事。

第8条 予防局長（理事）は以下を統括する。

1. メディカルサポート部

- (1)スポーツ選手のメディカルサポート。
- (2)障がい者スポーツのメディカルサポート。
- (3)メディカルサポートの訪問事業。
- (4)メディカルサポートに関する研修会・講習会に関する事。
- (5)スポーツ障害予防・指導者講習会に関する事。
- (6)地区におけるワークショップ。
- (7)パラリンピック選手の発掘。
- (8)メディカルサポート部の広報啓発活動に関する事。
- (9)その他メディカルサポートに関する事。

2. 介護予防部

- (1)介護予防教室の企画・開催に関する事。
- (2)介護予防キャラバンの企画・実施。
- (3)介護予防に関するイベントの支援・参入。
- (4)各種委員会（介護認定審査会、障害程度区分認定、包括支援センター運営協議会等）への委員

及び講師派遣に関すること。

(5)各種団体との連絡調整。

(6)その他介護予防事業に関すること。

3. 健康増進部

(1)県民の健康増進及び啓発に関すること。

(2)障害予防・健康増進教室の企画・開催。

(3)障害予防・健康増進に関するイベントの支援・参入。

(4)その他健康増進事業に関すること。

第9条 地区事業業務執行理事（理事）は次の3地区を統括する

1. 東部地区（富士支部、駿東支部、田方支部、伊豆支部）。

2. 中部地区（清水支部、駿河支部、葵支部、志太榛原支部）。

3. 西部地区（中西遠支部、南東遠支部、北遠支部、小笠支部、磐周支部）。

4. 地区ブロック事業として以下の事業を推進する。

(1)新人教育プログラム研修会の運営協力。

(2)地区症例検討会の開催協力。

(3)介護予防キャラバン及び各種イベントの運営協力。

(4)理学療法士派遣依頼に関すること。

(5)地区組織検討、役割分担の検討。

(6)地区連絡網の整備及び地区会員名簿の管理。

(7)地区役員会議に関すること。

(8)支部組織構築及び支部間の連携強化。

(9)地域包括ケアシステムへ連携・協力に関すること。

(10)セクハラ・パワハラなど地区相談窓口の開設準備。地区活動費・各種事業費の管理。

(11)地区事業活動の推進と広報に関すること。

(12)その他地区ブロック事業に関すること。

第10条 代議員・委員会は、それぞれ以下の事業を分掌する。

1. 代議員

(1)公益社団法人日本理学療法士協会総会出席と意見の呈示。

(2)総会に提出された議題の討議に関すること。

2. 選挙管理委員会

(1)公益社団法人静岡県理学療法士会の選挙に関すること。

(2)その他選挙管理に関すること。

3. 規約審議委員会

(1)公益社団法人静岡県理学療法士会定款・細則・分掌規程の改訂・提案に関すること。

(2)倫理委員会設置要綱の改訂・提案。

(3)個人情報保護方針及び個人情報取り扱いガイドラインの改訂・提案。

- (4) その他規約審議に関すること。
- 4. 表彰委員会
 - (1) 表彰者の該当理由及び実績の調査に関すること。
 - (2) 表彰規定の検討と提案。
 - (3) 公益社団法人静岡県理学療法士会の功労賞表彰者及び永年勤続表彰者の推薦。
 - (4) 公益社団法人日本理学療法士協会の協会賞推薦に関すること。
 - (5) 他団体からの推薦依頼依頼資料の改訂。
 - (6) その他表彰に関すること。
- 5. 災害対策委員会
 - (1) 災害対策の情報収集及び広報に関すること。
 - (2) 公益社団法人静岡県理学療法士会会員への災害対策に関する情報提供。
 - (3) 静岡災害リハビリテーション研修会の開催。
 - (4) 災害対策に関するミーティングや研修会の開催。
 - (5) 災害対策担当者会議の出席。
 - (6) 事業継続計画（BCP）マニュアルの作成。
 - (7) 災害対応マニュアルに関すること。
 - (8) 災害発生に備えた組織作りと活動内容の検討。
 - (9) 災害時ボランティア活動支援に関すること。
 - (10) 支援ボランティア登録システムの構築。
 - (11) 緊急時連絡網の構築。
 - (12) その他災害対策に関すること。
- 6. 組織検討委員会
 - (1) 公益社団法人静岡県理学療法士会の組織検討と情報収集。
 - (2) その他組織検討に関すること。
- 7. 予算編成委員会
 - (1) 公益社団法人静岡県理学療法士会の年間予算案の作成及び提出に関すること。
 - (2) 予算編成会議の開催。
 - (3) その他予算編成に関すること。
- 8. 倫理委員会
 - (1) 公益社団法人静岡県理学療法士会倫理委員会の運営と開催に関すること
 - (2) ハラスメント相談窓口の設置と運営。
 - (3) 職能倫理に関する研修会の開催。
 - (4) 会員の懲戒処分等の審議。
 - (5) その他倫理委員会業務に関すること。
- 9. 部門責任者協議会
 - (1) 部門責任者の管理者ネットワークの充実に資する情報提供の実施。
 - (2) その他部門責任者協議会に関すること。

(附則)

この規定は、平成 29 年 7 月 15 日より施行する。

(設置)

第1条 公益社団法人静岡県理学療法士会（以下、本会）会員の懲戒処分等に公正を期するため、
静岡県理学療法士会倫理委員会（以下、委員会）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる処分等について、会長の求めに応じて公正な審議をし、その審議
結果を会長に報告するものとする。

- (1) 会員の懲戒処分
- (2) その他会長が特に必要と認めるもの

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 副会長（2名）
- (2) 東部地区ブロック長
- (3) 中部地区ブロック長
- (4) 西部地区ブロック長
- (5) 本会外部の有職者(1名)

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長には副会長2名のうち理事互選によりいずれか1名を充てる。

- 2 委員長は委員を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは別の副会長が委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の審議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、非公開とする。

(委員の会議への参加禁止)

第6条 委員は、自己またはその親族に直接の利害関係のある事件が審議事項となっている委員会には
出席することができない。

(事情徴収等)

第7条 委員長は委員会において必要と認めるときは、委員以外の有識者を会議に出席させ、その説明
もしくは意見または事情を聴き、関係する資料の提出を求めることができる。

- 2 委員長は、事案の内容及び重要性に照らして必要と認めるときは、見識を有する者の出席を求
め、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員及び関係した職員その他の者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、本会事務局総務部内に置く。

2 事務局は、委員会の審議に必要な資料を調整し、会議において処分の基準等について説明するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

公益社団法人静岡県理学療法士会（以下「本会」とする）は、保有している会員情報・その他関係者の個人情報について、本会個人情報取り扱いガイドラインを遵守し、その他の関連法令や以下の個人情報保護方針を制定し、これを実行・維持することに努めます。

また、本会は、個人情報保護方針を一般に公開すると共に、本会の従事者、その他関係者に周知徹底致します。

（個人情報取り扱いについて）

1、個人情報の取得

個人情報の取得は、本会の事業推進に正当な範囲内、且つその目的の達成に必要な限度において、取得致します。

2、個人情報の利用

個人情報の利用は、具体的業務遂行において権限を与えられた者のみが、取得目的とその事業推進に必要とされる正当な範囲内で、業務上必要な限りにおいて使用するものとします。

3、個人情報の提供

個人情報の提供は、原則として本人の同意なく第三者への提供は致しません。

但し、個人情報を本会の事業推進または個人情報保護のために第三者へ預託する場合があります。第三者に個人情報を預託する場合は、次の事情を除いて本人の同意を得ることなく提供することは致しません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 身体または財産の保護のために必要で、本人の同意を得ることが難しい場合

(3) 行政機関もしくは公共団体またはその委託を受けた者からの要請で、法令の定める事項を遂行する場合

個人情報を預託する必要性が生じた場合には、当該第三者について調査した上で、預託先と適切な契約を締結し、法令上必要な措置を講じます。

4、個人情報開示・訂正・削除の手続

本会は、本人様からの自己の個人情報について、開示、訂正、削除を求められた場合には、本人であることが確認できた場合、本会事務局窓口で適切に対応致します。

（個人情報の管理について）

本会は、個人情報への不正なアクセス、個人情報の滅失、改ざん及び漏洩等を防止するために、適切なセキュリティ対策を講じ、個人情報の保護に取り組みます。

（個人情報保護規範の遵守）

本会は、個人情報の適切な取り扱いのため、個人情報ガイドライン及び個人情報保護関連規範を遵守し、保有する個人情報については、最新性・正確性を維持するよう努めます。

公益社団法人静岡県理学療法士会（以下「本会」とする）事務局

- 1、個人情報保護方針は事務局内に掲示するとともに本会ホームページに掲載する。
- 2、新規事務職員の研修には個人情報管理に関する内容を含める。
- 3、事務局内には会員向け相談窓口を設ける。
- 4、個人情報取得の際は、事前に具体的理由や情報取り扱いについて説明を行う。
- 5、必要以外の情報取得は行わない。
- 6、次に示す内容の個人情報取得は行わない。
 - 1) 本籍地、犯罪歴、その他社会的不利益をこうむる原因となる事項。
 - 2) 思想や宗教に関する事項。
 - 3) 間接的に情報を取得する場合は、本人の同意を得ること。
 - 4) 不正な手段では個人情報を取得してはならない。
- 7、個人情報の提供については以下の内容を遵守する。
 - 1) 情報提供請求があった場合は、本人もしくは指定代理人にのみ開示する。
 - 2) 家族から情報提供請求があった場合は、本人の同意を得た上で開示する。
 - 3) 個人情報の第三者提供は、次の例外を除いて本人の同意がない場合は提供しない。
 - ① 令状（届出、通知）要求の際など、法令に基づく措置の場合。
 - ② 身体または財産の保護のために必要で、本人の同意を得ることが難しい場合
 - ③ 行政機関や公共団体またはその委託を受けた者からの要請で、法令の定める事項を遂行する場合。
- 8、個人情報の管理については以下の内容を遵守する。
 - 1) 名簿等の個人情報は、施錠あるいは出入りを把握できる場所で保管する。
 - 2) 名簿管理等を PC で行う場合は、インターネット接続不可のものを使用する。
 - 3) 名簿等の個人情報は、第三者に見られるような場所に置かないようにする。
 - 4) 不必要となった個人情報を廃棄する際は、情報漏洩対策を怠らない。
 - 5) 取得された個人情報は、正確且つ最新の内容に保つよう努める。
 - 6) 死去者に関する情報についても個人情報として取り扱う。

様式 1

個人情報利用承諾の同意書

公益社団法人静岡県理学療法士会 は、今回ご提供いただく個人情報使用について○印をつけた項目を取得・利用します。
以下の内容をご確認のうえ、同意下さいますようお願い致します。

1、 事業者の氏名または名称

--

2、 個人情報の利用対象及び利用目的

1 ()
2 ()
3 ()
4 ()
5 ()

3、 取得した個人情報の第三者への提供

取得した個人情報は、法令に基づき必要な場合を除いて本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

4、 個人情報開示・訂正・利用停止などの手続

今回取得・利用する個人情報については、本人様から訂正・利用停止を求めることができます。
ご請求の手続きは、下記の本会事務局窓口へご連絡ください。

5、 個人情報の管理

本会は、個人情報を保護するために必要なセキュリティ対策を講じています。ご提供いただいた内容は事業終了に伴い、本会の責任の下に適切に廃棄・消去いたします。

【個人情報相談窓口】

個人情報に関するお問い合わせ、相談につきましては、下記窓口にご連絡ください。

住 所： _____

宛 先： _____

TEL： () FAX： ()

URL： _____

【同意欄】

上記個人情報の取り扱いを理解し、これに同意します。

平成 年 月 日

ご氏名 _____ ④

閲覧申請書

公益社団法人静岡県理学療法士会
会長 和泉謙二 宛

申請年月日 平成 年 月 日

申請者 _____

申請者住所 〒 _____

電話番号 () _____

閲覧の目的

閲覧対象資料（該当するものを○で囲んでください）

定款

役員名簿

社員名簿

事業報告書

収支計算書

正味財産増減計算書

貸借対照表

財産目録

事業計画書

収支予算書